

## 2. 町内の介護保険で受けられるサービス

訪問介護  
(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の身体介護や掃除・洗濯・調理等の日常生活の援助を行います。



通所介護  
(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションを通じた機能訓練を日帰りで行います。



通所リハビリテーション  
(デイケア)

日帰りで通所リハビリ施設に通い、利用する方の状況にあたりハビリを行います。



ショートステイ

特別養護老人ホームや老人保健施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。



住宅改修費  
支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした場合に、18万円を上限に費用を支給します。(個人負担:かかった経費の1~2割)  
\*事前の申請が必要です。



福祉用具の  
貸与・購入

日常生活の自立を助け、機能訓練の為に福祉用具を貸し出すサービスです。車いす・特殊寝台・歩行器・徘徊探知機等があります。ポータブルトイレや入浴補助用具等直接肌に触れるものを指定事業者から購入した場合には、購入費として年間9万円を上限に支給されます。(個人負担:かかった経費の1~2割)



認知症対応型  
共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事・入浴等の介護や支援が受けられます。(要支援2以上)



小規模多機能  
型居宅介護

小規模な居宅型の施設で、通いを中心としながら、訪問、宿泊等を組み合わせて食事、入浴等の介護や支援が受けられます。



介護老人福祉  
施設(特別養  
護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所し、食事・排泄等のお世話や健康管理等が受けられます。(要介護3以上)



【介護保険利用者負担額】介護サービスの利用でかかった費用のうち、一定以上の所得に応じ1~2割を利用者が自己負担し、残りは介護保険から給付されます。\*詳細は役場保健福祉課介護担当係、又は担当ケアマネージャーにご相談して下さい。

